

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック



釜石市

第3版 令和2年10月12日

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の防止対策として、外出自粛や施設の使用中止（休業）を求めるとともに、3つの密を避けることなどを要請してまいりました。

このような中、市民の皆さまや多くの事業者の皆さまにおかれては、収入の減少などの影響が出ており、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な対策が進められて来ております。

このガイドブックは、国、県、市などにおける支援制度をまとめたものとなっておりますので、ご活用ください。

今後も支援制度の拡充などの状況に応じて、改訂を行ってまいります。

改訂履歴

| 日付 | 改訂内容 |
|------------|--|
| 令和2年7月17日 | 初版発行 |
| 令和2年9月16日 | 第2版発行 ○事業終了により削除 【給付金(国)】特別定額給付金、【給付金(釜石市)】生活支援給付金、 【給付金(釜石市)】ひとり親支援給付金、かまいし学生エール便、 【補助金・事業継続支援(釜石市)】新型コロナウイルス感染症対策事業者応援補助金 ○制度新設 ～ 妊産婦家事支援サービス（9頁） |
| 令和2年10月12日 | 第3版発行 ○制度新設 【補助金・事業継続支援（釜石市）】漁業就業者受入緊急対策事業（21頁） 【補助金・事業継続支援（釜石市）】農業就業者受入緊急対策事業（22頁） 【活動支援（釜石市）】ものづくり産業支援事業補助金（22頁） |

目次

【収入が大きく減少したときの支援策】

- 【給付金（国）】ひとり親世帯臨時特別給付金 ～ 1
- 生活福祉資金貸付制度（特例貸付） ～ 2
- 【給付金（国）】持続化給付金 ～ 2
- 傷病手当金 ～ 3
- 公共料金の支払期限の延長 ～ 3
- 市税の納税猶予 ～ 4
- 国民健康保険税の減免 ～ 4
- 国民年金保険料の免除 ～ 5
- 後期高齢者医療保険料の減免 ～ 6
- 介護保険料の減免 ～ 7
- 【支援金・給付金（国）】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ～ 7

【学生への支援策】

- 修学支援新制度 ～ 8
- 釜石市育英会奨学生の追加募集・釜石市育英会奨学金の返還猶予 ～ 8

【住宅に関する支援策】

- 住居確保給付金 ～ 9

【妊産婦の方への支援策】

- 妊産婦家事支援サービス ～ 9

【事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策】

- 【給付金（国）※再掲】持続化給付金 ～ 10
- 【給付金（岩手県）】感染拡大防止協力金 ～ 10
- 【補助金・事業継続支援（国）】小規模事業者持続化補助金 ～ 10
- 【補助金・事業継続支援（岩手県）】地域企業感染症対策等支援事業費補助金 ～ 11
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金 ～ 11
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】新型コロナウイルス感染症対策事業者応援補助金 ～ 11
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】地域企業感染症対策等支援事業補助金 ～ 12
- 【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～ 12
- 【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】新型コロナウイルス対策マル経融資 ～ 12
- 【資金繰り支援（商工組合中央金庫）】危機対応融資 ～ 13
- 【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～ 13
- 【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】新型コロナウイルス対策衛経融資 ～ 13
- 【資金繰り支援】特別利子補給制度 ～ 14
- 【資金繰り支援（日本政策金融公庫）】衛生環境激変対策特別貸付 ～ 14

- 【資金繰り支援（岩手県）】岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金（特別資金） ～ 14
- 【資金繰り支援（岩手県）】岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 ～ 15
- 【資金繰り支援（釜石市）】釜石市中小企業振興資金融資（コロナ特例措置あり） ～ 15
- 【補助金・資金繰り支援（釜石市）】新型コロナウイルス感染症関連資金返済支援補助金（保証料・利子補給） ～ 15
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】飲食事業者の業務拡張支援（テイクアウト・デリバリー補助金） ～ 16
- 【給付金（国）】家賃支援給付金 ～ 16
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃・借地料補助事業） ～ 16
- 【雇用支援（国）】雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置） ～ 17
- 【猶予・事業継続支援（釜石市）】市施設建物賃貸料の支払猶予 ～ 17
- 【猶予・事業継続支援（釜石市）】税外収入の納付猶予 ～ 17
- 【助成金・事業継続支援（釜石市）】新型コロナウイルス感染症対策かまいし宿泊エール割事業 ～ 18
- 【給付金・事業継続支援（釜石市）】釜石市新型コロナウイルス感染症公共交通対策事業 ～ 18
- 【税の軽減・特例措置（国）】固定資産税の軽減・特例措置 ～ 19

【農林漁業者向け支援策】

- 【補助金（国）】経営継続補助金 ～ 20
- 【補助金（釜石市）】漁業共済掛金補助金 ～ 20
- 【給付金（国）】農業労働力確保緊急支援事業 ～ 21
- 【資金繰り支援（無利子・無保証等）】農業制度資金 ～ 21
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】漁業就業者受入緊急対策事業【新規】 ～ 21
- 【補助金・事業継続支援（釜石市）】農業就業者受入緊急対策事業【新規】 ～ 22

【その他の支援策】

- 【活動支援（釜石市）】ものづくり産業支援事業補助金【新規事業】 ～ 22
- 【市民向け商品券（釜石市）】新型コロナウイルス感染症対策かまいしエール券事業 ～ 23
- 【活動支援（釜石市）】新型コロナウイルス感染症関連支援制度活用サポート事業補助金 ～ 23
- 【地域経済活性化支援（釜石市）】キャッシュレス決済ポイント還元モデル事業 ～ 23

※ 市民の方向け相談窓口 ～ 24

●収入が大きく減少したときの支援策

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 【給付金（国）】ひとり親世帯臨時特別給付金 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | <p>ひとり親世帯を支援するために、給付金を支給します。</p> <p>1 基本給付 【給付金の対象となる方】 ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方 ② 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の認定を受けていない方、または、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【給付額】 1世帯 5万円、第2子以降1人につき3万円 【申請】 上記①に該当する方は申請不要です。 ②③に該当すると思われる方は、まずは釜石市子ども課までお問合せ下さい。</p> <p>2 追加給付 【給付金の対象となる方】 上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 【給付額】 1世帯 5万円 【申請】 該当すると思われる方は、まずは釜石市役所子ども課までお問合せ下さい。</p> |
| お問い合わせ | <ul style="list-style-type: none"> ・釜石市役所 子ども課 22-5121 ・厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター 0120-400-903 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 生活福祉資金貸付制度（特例貸付） |
| 支援の種類 | 貸付 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルスの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして生活資金でお悩みの方々に向けて、「生活福祉資金貸付制度」より特例貸付、要件の一部拡大を実施しています。相談・申請は釜石市社会福祉協議会、審査・貸付決定・送金は岩手県社会福祉協議会が行います。今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。</p> <p>○ 緊急小口資金（特例貸付）</p> <p>■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</p> <p>■貸付上限額 10万円以内（特例で上限額を20万円以内に拡大※要件有）</p> <p>■据置期間 ■償還期間 ■貸付利子・保証人 1年以内 2年以内 無利子・不要</p> <p>○ 総合支援資金（生活支援費の要件一部拡大）</p> <p>■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、失業等や収入の減少により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</p> <p>■貸付上限額 （単身世帯）月15万円以内 （複数世帯）月20万円以内</p> <p>※貸付期間 原則3月以内 3月目において、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業等により生活が困窮しており、自立相談支援機関の支援を受ける場合は、3月以内で貸付期間を延長することができます。</p> <p>■据置期間 ■償還期間 ■貸付利子・保証人 1年以内 10年以内 無利子・不要</p> |
| お問い合わせ | 釜石市社会福祉協議会 24-2511 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 【給付金（国）】持続化給付金 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>【支給要件】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、本年1月から12月までの期間で、売り上げが前年同月比で50%以上減少している月があること</p> <p>【支給対象者】 ○資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者</p> <p>【給付額】 法人：200万円 個人事業者：100万円 ※いずれも上限</p> |
| お問い合わせ | 持続化給付金事業コールセンター 電話番号 0120-115-570 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 傷病手当金 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | <p>公的健康保険に加入し働いている人が新型コロナウイルスに感染し、療養のため仕事を休んだことにより収入が得られなくなった場合には「傷病手当金」を受け取れます。</p> <p>【支給要件】</p> <p>○新型コロナウイルスに感染及び感染が疑われる症状があるために自宅で療養した期間が4日以上あること。</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大措置として、医療機関を受診できず医師の意見書がない場合でも、療養のために働けなかったことを証明する事業主の書類があれば、支給の対象として扱うことにしています。</p> <p>※ 職場でほかの人が感染したために休業した場合は対象とはなりません。</p> <p>※ 濃厚接触者になった場合も、療養が必要な状態にならないと対象とはなりません。</p> |
| お問い合わせ | <p>制度や手続きについての詳細は、勤務先や加入している公的健康保険に問い合わせてください。</p> <p>どの公的健康保険に加入しているかは、みなさんが持っている保険証に記されています。</p> <p>釜石市国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者の方は下記へお問い合わせください。 釜石市役所 市民課 国保年金係・医療給付係 27-8450</p> |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 公共料金の支払い期限の延長 |
| 支援の種類 | 納期延長 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響で公共料金の支払いが難しくなった場合、支払い期限を延長することもできます。いずれも、申し出が必要です。</p> <p>【電気・ガス料金 1か月延長】</p> <p>大手電力会社と大手ガス会社は、料金の支払い期限を1か月延長する対応をとっています。</p> <p>また、料金の支払いが遅れた場合にただちに電気やガスが止められることがないように、政府は柔軟な対応を事業者に要請しています。</p> <p>詳しくは、契約している電力会社やガス会社にご確認ください。</p> <p>【水道料金・下水道使用料について】</p> <p>市では、上下水道料金のお支払いに関する相談をお受けしています。</p> <p>期日までに上下水道料金をお支払いいただくことが難しい場合などには、市水道事業所までご相談ください。 <u>釜石市 水道事業所 23-5881</u></p> <p>【NHK受信料】</p> <p>NHKの受信料を期日までにお支払いいただくことが難しい場合などには、盛岡放送局の窓口までご相談ください。 <u>盛岡放送局（営業）岩手県全域</u></p> |
| お問い合わせ | 上記、各所へ |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 市税の納税猶予 |
| 支援の種類 | 猶予 |
| 概要 | <p>納税が困難な方に対する市税の納税猶予制度（徴収猶予の特例）があります。</p> <p>【対象となる方】 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月1日以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減収し、一時に納税を行うことが困難な方（個人、法人）</p> <p>【対象となる税】 令和2年2月1日から<u>令和3年2月1日</u>までに納期限が到来する市税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・軽自動車税（種別割） ・国民健康保険税 <p>【特例の内容】… 納期限翌日から1年間の猶予 無担保及び延滞金免除</p> <p>【申請期限】 納期限までに申請。納期限が複数あればその都度申請が必要です。</p> <p>【必要書類】 徴収猶予申請書、収入や現金・預金の状況が分かる資料</p> <p>【申請先】 市税務課債権管理室</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 税務課 債権管理室 27-8417 |

| | |
|-------|--|
| 制度の名称 | 国民健康保険税の減免 |
| 支援の種類 | 減免 |
| 概要 | <p>主たる生計維持者の収入が一定以上減少した世帯など次の基準に該当する場合、申請により国民健康保険税を減免します。</p> <p>【対象世帯】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯 <p>要件 ア～ウは、全て世帯の主たる生計維持者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入の10分の3以上であること。 イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 <p>※対象外となる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」）に該当する方は、新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免ではなく、非自発的失業者の保険税軽減制度が適用になります。非自発的失業者の保険税軽減制度の申請がお済でない方は、申請してください。 2 世帯の主たる生計維持者の減少する見込みの事業収入等に係る前年の所得額が0円やマイナスだった場合には、10分の3以上の減収があっても減免対象外となります。 <p>【減免対象となる保険税】 令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。</p> |

| | <p>【減免額】 対象世帯①に該当する場合 対象保険税額の 10 分の 10 対象世帯②に該当する場合 次の減免額の算定により算出した対象保険税額に世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額に応じた減免割合を乗じた額 減免額の算定 対象保険税額=A×B/C A 世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額</p> <table border="1" data-bbox="360 443 1404 667"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300 万円以下の場合</td> <td>10 分の 10</td> </tr> <tr> <td>300 万円を超え 400 万円以下の場合</td> <td>10 分の 8</td> </tr> <tr> <td>400 万円を超え 550 万円以下の場合</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>550 万円を超え 750 万円以下の場合</td> <td>10 分の 4</td> </tr> <tr> <td>750 万円を超える場合</td> <td>10 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額が減免となります。 ※非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険税の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定します。 ア C の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度を適用した後の所得 イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険税軽減制度による軽減前の所得</p> <p>【申請方法及び申請期限】 申請書類を税務課市民税係に提出又は郵送してください。 送付先 〒026-8686 釜石市只越町 3 丁目 9 番 13 号 釜石市税務課市民税係宛て 令和 3 年 3 月 31 日まで</p> <p>【申請書類】 対象世帯①②共通 減免申請書、本人確認書類 対象世帯①に該当する場合 診断書の写し 対象世帯②に該当する場合 1. 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の申告書 2. 世帯の主たる生計維持者の今年の月別の収入が分かる書類（事業帳簿、給与明細の写し等）※申請月の前月までは実収入金額、申請月から 12 月までは収入見込額となります。 3. 事業の廃止又は失業の場合は、廃業等の届出書、離職票等当該事項を確認できる書類の写し</p> | 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免割合 | 300 万円以下の場合 | 10 分の 10 | 300 万円を超え 400 万円以下の場合 | 10 分の 8 | 400 万円を超え 550 万円以下の場合 | 10 分の 6 | 550 万円を超え 750 万円以下の場合 | 10 分の 4 | 750 万円を超える場合 | 10 分の 2 |
|-----------------------|--|-----------------------|------|-------------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|--------------|---------|
| 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免割合 | | | | | | | | | | | | |
| 300 万円以下の場合 | 10 分の 10 | | | | | | | | | | | | |
| 300 万円を超え 400 万円以下の場合 | 10 分の 8 | | | | | | | | | | | | |
| 400 万円を超え 550 万円以下の場合 | 10 分の 6 | | | | | | | | | | | | |
| 550 万円を超え 750 万円以下の場合 | 10 分の 4 | | | | | | | | | | | | |
| 750 万円を超える場合 | 10 分の 2 | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 釜石市役所 税務課 市民税係 27-8481 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 国民年金保険料の免除 |
| 支援の種類 | 猶予・免除 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響のため、収入が減少したことにより国民年金保険料の支払いが困難な場合、保険料を免除することができます。</p> <p>【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の免除基準に該当する人 【対象期間】 令和 2 年 2 月分から令和 3 年 6 月分</p> |
| お問い合わせ | 宮古年金事務所 0193-62-1963 釜石市役所 市民課 国保年金係 27-8450 |

| 制度の名称 | 後期高齢者医療保険料の減免 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|-----------------------|------|---------|----------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|---------|------------------|---------|
| 支援の種類 | 減免 | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した人などが次の基準に該当する場合、申請により後期高齢者医療保険料を減免します。</p> <p>【減免対象となる人】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の人</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア～ウまでの全ての要件に該当する人</p> <p>要件 ア～ウは、全て世帯の主たる生計維持者について</p> <p>ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。</p> <p>イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>※事業を廃止し、又は失業した場合は、ア～ウまでの全ての要件にかかわらず、対象保険料額の全額が免除となります。</p> <p>【減免対象となる保険料】</p> <p>令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。</p> <p>【減免額】</p> <p>減免対象となる人①に該当する場合 対象保険料額の全額を免除</p> <p>減免対象となる人②に該当する場合 次の減免額の算定により算出した対象保険料額に世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額</p> <p>減免額の算定</p> <p>対象保険料額=A×B/C</p> <p>A 後期高齢者医療被保険者について算定した保険料額</p> <p>B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額</p> <p>C 世帯の主たる生計維持者及び世帯の後期高齢者医療被保険者全員の前年の合計所得金額</p> <table border="1" data-bbox="360 1223 1406 1447"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え400万円以下</td> <td>80パーセント</td> </tr> <tr> <td>400万円を超え550万円以下</td> <td>60パーセント</td> </tr> <tr> <td>550万円を超え750万円以下</td> <td>40パーセント</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1000万円以下</td> <td>20パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法及び申請期限】</p> <p>申請書類を市民課医療給付係に提出又は郵送してください。</p> <p>送付先 〒026-8686 釜石市只越町3丁目9番13号 釜石市市民課医療給付係宛</p> <p><u>※申請期限は、令和3年3月31日までとなります。</u></p> <p>【申請書類】</p> <p>減免対象となる人①②共通 減免申請書、本人確認書類</p> <p>減免対象となる人①に該当する場合 診断書の写し</p> <p>減免対象となる人②に該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 世帯の主たる生計維持者の前年の収入及び所得を確認できる書類の写し（確定申告書又は住民税申告書、収益が分かる帳簿、源泉徴収票、給与明細書等） 世帯の主たる生計維持者の所得見積額を証明する書類（給与明細書、収益が分かる帳簿、雇用保険給付金が分かる書類等）※申請月の前月までは実収入金額、申請月から12月までは収入見込額となります。 事業を廃止し、又は失業したことを確認できる書類の写し（休廃業の届書、廃業証明書、離職証明書等） | 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免割合 | 300万円以下 | 100パーセント | 300万円を超え400万円以下 | 80パーセント | 400万円を超え550万円以下 | 60パーセント | 550万円を超え750万円以下 | 40パーセント | 750万円を超え1000万円以下 | 20パーセント |
| 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額 | 減免割合 | | | | | | | | | | | | |
| 300万円以下 | 100パーセント | | | | | | | | | | | | |
| 300万円を超え400万円以下 | 80パーセント | | | | | | | | | | | | |
| 400万円を超え550万円以下 | 60パーセント | | | | | | | | | | | | |
| 550万円を超え750万円以下 | 40パーセント | | | | | | | | | | | | |
| 750万円を超え1000万円以下 | 20パーセント | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 釜石市役所 市民課 医療給付係 27-8450 | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 介護保険料の減免 |
| 支援の種類 | 猶予・減免 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当する方は、申請に基づき介護保険料の減免が受けられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 →保険料額全部 2 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア、イ双方に該当する場合 →前年の合計所得金額に応じ、対象保険料額の全部（10分の10）、または10分の8を減免 対象保険料額は、所得全体におけるコロナウイルス関連で減収が見込まれる所得の割合で計算します。 ※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除されます。 <p>ア 事業収入等の減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年より3割以上であること</p> <p>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>○対象となる保険料 令和元年度分および令和2年度分の保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 高齢介護福祉課 22-0178 |

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 【支援金・給付金（国）】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 |
| 支援の種類 | 支援金・給付金 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられたにもかかわらず、事業主から休業手当等の支払いを受けることができなかった場合は、「休業支援金・給付金」を申請することができます。</p> <p>【支給対象者】 令和2年4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小企業の労働者で、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方。</p> <p>【支給額】 休業前賃金の8割（日額上限11,000円）</p> |
| お問い合わせ | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 |

●学生への支援策

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 修学支援新制度 |
| 支援の種類 | 奨学金等 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルスの感染拡大により、家計が急変した大学生や短大生、それに、高等専門学校などに通う学生には、授業料の減免や、給付型の奨学金が支給される「修学支援新制度」があります。</p> <p>【申請に必要なものは】 家計を支える父母などが、新型コロナウイルスの影響で失職したり、収入が減ったりした場合を想定して、災害時のり災証明書の代わりに、国や自治体を実施する公的支援の受給証明書などが必要です。</p> <p>【申請はいつでも可能】 申請はいつでも可能で、申し込みの案内を学校で受け取り、必要な書類を揃えて提出します。奨学金は、インターネットで申し込むということで、認定されれば、速やかに支給されるということです。このほか、貸与型の奨学金もあります。</p> |
| お問い合わせ | <p>問い合わせは、各学校の奨学金窓口のほか、日本学生支援機構の奨学金相談センターで平日の午前9時から午後8時まで受け付けています。</p> <p>日本学生支援機構 奨学金相談センター 0570-666-301</p> |

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | <ul style="list-style-type: none"> ・釜石市育英会奨学生の追加募集 ・釜石市育英会奨学金の返還猶予 |
| 支援の種類 | 奨学金等 |
| 概要 | <p>【釜石市育英会奨学生の追加募集】 次の①～③の要件を全て満たす人 ※申請期間 令和3年3月1日まで</p> <p>①令和2年6月1日現在、高校または大学等（大学、短期大学、専門学校、大学院）に在学中の人</p> <p>②保護者または本人が市内に住所を有し、かつ優れた資質を有しながら経済的理由により就学困難と認められる人</p> <p>③ 他の貸付型の奨学金を利用していない人 ○貸与月額 高校1万6,000円以内 / 大学等4万5,000円以内</p> <p>【釜石市育英会奨学金の返還猶予】 ※申請期間 令和3年3月1日まで ○対象者 現在、奨学金を返還している方 ○猶予期間 申請により、令和3年3月分まで返還を猶予</p> |
| お問い合わせ | 釜石市教育委員会事務局総務課 22-8832 |

●住宅に関する支援策

| 制度の名称 | 住居確保給付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---------|---------|-----------|-----------|--|------|------|------|------|------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支援の種類 | 給付金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概要 | <p>休業などに伴う収入の減少により家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている人を救済するため、原則3か月、最大9か月の家賃相当額を基準額の範囲内で家主に給付</p> <p>○給付額 *資産が一定額以内で収入基準額を超えない場合に給付 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単身世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額 (月額)</td> <td>109,000</td> <td>152,000</td> <td>180,000</td> <td>215,000</td> <td>249,000</td> </tr> <tr> <td>資産基準額</td> <td>468,000</td> <td>690,000</td> <td>840,000</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>給付限度額</td> <td>40,000</td> <td>43,000</td> <td>47,000</td> <td>50,000</td> <td>53,000</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | 収入基準額 (月額) | 109,000 | 152,000 | 180,000 | 215,000 | 249,000 | 資産基準額 | 468,000 | 690,000 | 840,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 給付限度額 | 40,000 | 43,000 | 47,000 | 50,000 | 53,000 |
| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 | 5人世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入基準額 (月額) | 109,000 | 152,000 | 180,000 | 215,000 | 249,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資産基準額 | 468,000 | 690,000 | 840,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 給付限度額 | 40,000 | 43,000 | 47,000 | 50,000 | 53,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 釜石市役所 地域福祉課 22-0177 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

●妊産婦の方への支援策

| | | | | | |
|--------|---|--|--|--|--|
| 制度の名称 | 妊産婦家事支援サービス | | | | |
| 支援の種類 | 支援サービス | | | | |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、里帰り出産ができないため、家族や親族による支援が受けられない妊産婦を対象として、産前・産後期を安心して過ごせるように、家事などの支援サービスを提供します。</p> <p>○対象 令和2年6月1日から令和3年3月31日までに産前・産後期または出産された妊産婦</p> <p>○支援サービスの内容 掃除、洗濯、買い物などの支援</p> <p>○サービスを利用できる期間 月に4回までの利用を上限とし、産前・産後期または出産した日を基準日として、前後合わせて6ヶ月が限度</p> <p>○利用料 費用負担はありません。(ただし基本サービスの範囲内)</p> <p>○利用方法 下記にお問い合わせ願います。</p> | | | | |
| お問い合わせ | 釜石市役所 健康推進課 22-0179 | | | | |

●事業者（中小企業者・小規模事業者）向け支援策

●給付金（国）※再掲

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 【給付金（国）】持続化給付金 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | <p>【支給要件】 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から2020年12月のうち、売り上げが前年（2019年）同月比で50%以上減少している月があること</p> <p>【支給対象者】 ○資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者</p> <p>【給付額】 法人：200万円 個人事業者：100万円 ※いずれも上限</p> |
| お問い合わせ | 持続化給付金事業コールセンター 電話番号 0120-115-570 |

●給付金（岩手県）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 感染拡大防止協力金 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | <p>【支給対象者】 県からの休業の協力要請に応じた中小企業者</p> <p>【給付額】 1店舗あたり10万円</p> |
| お問い合わせ | 岩手県経営支援課 電話番号 019-629-5544 |

●補助金・事業継続支援（国）

| | |
|-------|---|
| 制度の名称 | 小規模事業者持続化補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>■一般型 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援するもの 【補助対象者】 小規模事業者等 【補助額】 補助率：2/3、補助上限額：50万円 【公募スケジュール】 第3回受付締切：10月2日（金）当日消印有効 第4回受付締切：2月5日（金）当日消印有効</p> <p>■コロナ特別対応型 小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援するもの 【補助対象者】 小規模事業者等 【補助額】 補助率：（類型A）2/3、（類型B又はC）3/4 補助上限額：100万円 【公募スケジュール】 第3回受付締切：8月7日（金）必着 第4回受付締切：10月2日（金）必着</p> |

| | |
|--------|---|
| お問い合わせ | ■一般型 ・全国商工会連合会 03-6670-2540 ・日本商工会議所 03-6447-2389 ・釜石商工会議所 22-2434 |
| | ■コロナ特別対応型 ・全国商工会連合会 03-6670-3960 ・日本商工会議所 03-6447-5485 ・釜石商工会議所 22-2434 |

●補助金・事業継続支援（岩手県）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 地域企業感染症対策等支援事業費補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | 【支給対象者】 ① 中小企業者又は個人事業主で、 ② 来店型の店舗を県内に有する事業者 ・飲食業 ・小売業 ・サービス業 ・鉄道及び道路旅客運送業 【補助額】 感染症対策や業務転換に要した経費について10万円を上限に補助 |
| お問い合わせ | 岩手県経営支援課 019-629-5547 |

●補助金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | 3月または4月の売上げが前年同月比で20%以上減少している宿泊、飲食業、道路旅客運送業、及び小規模事業者 ※ 申請受付は終了しました。 |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●補助金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症対策事業者応援補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | 次の全てに該当する事業者 ①中小企業者など（農業、林業、漁業も対象になります。） ② 5月または6月の売上げが前年同月比で20%以上50%未満減少している ③ 1月以降の売上げで、前年同月比で50%以上減少している月がない ※ 農業、林業、漁業を営む人には特例があります。 上 限 額：令和元年度事業経費の月平均額の2カ月分（上限20万円） ※ 申請受付は終了しました。 |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●補助金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 地域企業感染症対策等支援事業補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>【支給対象者】 小売業を営む大企業</p> <p>【補助額】 感染症拡大予防のために行う対策に係る費用を補助 補助率：10/10、補助上限額：10万円</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少した事業者</p> <p>【融資限度額（別枠）】中小事業：6億円 国民事業：8,000万円</p> <p>【貸付期間】設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【うち据置期間】5年以内</p> <p>【金利】当初3年間、基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 (利下げ限度額 中小事業：2億円 国民事業：4,000万円)</p> <p>※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3年間）</p> |
| お問い合わせ | <p>●日本政策金融公庫盛岡支店 019-623-4376</p> <p>●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p> |

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス対策マル経融資 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少し、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者</p> <p>【融資限度額（別枠）】1,000万円</p> <p>【貸付期間】設備資：10年以内(うち据置4年以内) 運転資金：7年以内(うち据置3年以内)</p> <p>【金利】当初3年間、基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利</p> <p>※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3年間）</p> |
| お問い合わせ | <p>●釜石商工会議所 22-2434</p> <p>●日本政策金融公庫盛岡支店 019-623-4376</p> <p>●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p> |

●資金繰り支援（商工組合中央金庫）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 危機対応融資 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少した事業者</p> <p>【融資限度額】6億円</p> <p>【貸付期間】設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【うち据置期間】5年以内</p> <p>【金利】当初3年間、基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利（利下げ限度額：2億円）</p> <p>※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3年間）</p> |
| お問い合わせ | ●商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711 |

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少した生活衛生関係事業者</p> <p>【融資限度額（別枠）】8,000万円</p> <p>【貸付期間】設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【うち据置期間】5年以内</p> <p>【金利】当初3年間、基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利（利下げ限度額：4,000万円）</p> <p>※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3年間）</p> |
| お問い合わせ | <p>●日本政策金融公庫盛岡支店 019-623-4376</p> <p>●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p> |

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス対策衛経融資 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少し、生活衛生同業組合などの経営指導を受けた生活衛生関係小規模事業者</p> <p>【融資限度額（別枠）】1,000万円</p> <p>【貸付期間】設備資金：10年以内（うち据置4年以内） 運転資金：7年以内（うち据置3年以内）</p> <p>【金利】当初3年間、基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利</p> <p>※ 特別利子補給制度を併用することで実質無利子化（3年間）</p> |
| お問い合わせ | <p>●日本政策金融公庫盛岡支店 019-623-4376</p> <p>●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p> |

●資金繰り支援

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 特別利子補給制度 |
| 支援の種類 | 融資（利子補給） |
| 概要 | <p>【適用対象者】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」「危機対応融資」「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策衛経融資」により借入を行った中小企業者で、借入時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年の同月の売上高を比較し、以下の要件を満たす方</p> <p>①個人事業主（小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：15%以上減少 ③中小企業者（上記①②を除く）：20%以上減少</p> <p>【利子補給期間】借入後当初3年間 【補給対象上限】中小事業・危機対応融資：2億円 その他：4,000万円 【申請方法】 申請書類を事務局宛て専用封筒にて郵送してください。申請書類及び専用封筒は、順次、貸付を受けた金融機関等から交付・郵送されます。 【申請期限】令和3年12月31日（当日消印有効）</p> |
| お問い合わせ | <p>●独立行政法人中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515</p> |

●資金繰り支援（日本政策金融公庫）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 衛生環境激変対策特別貸付 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期比10%以上減少している旅館業、飲食店及び喫茶店を営む事業者</p> <p>【融資限度額（別枠）】1,000万円（旅館業は3,000万円） 【貸付期間】運転資金7年以内（うち据置2年以内） 【金利】振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は基準金利▲0.9%</p> |
| お問い合わせ | <p>●日本政策金融公庫盛岡支店 019-623-4376 ●日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル 0120-154-505</p> |

●資金繰り支援（岩手県）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 岩手県新型コロナウイルス感染症対応資金（特別資金） |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けている中小企業者</p> <p>【融資限度額】4,000万円 【貸付期間】10年以内 【うち据置期間】5年以内 【融資利率】固定金利 年1.4%以内 ※当初3年間分の利子を県が補助 【保証料率】年0.85%（経営者保証免除対応の場合：年1.05%） ※当初保証承諾期間の保証料を県が全額補助 【取扱期間】令和2年5月1日～12月31日</p> |
| お問い合わせ | <p>岩手県経営支援課金融担当 019-629-5542</p> |

●資金繰り支援（岩手県）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、危機関連保証の認定を受けている中小企業者</p> <p>【融資限度額】 8,000 万円</p> <p>【貸付期間】 10 年以内 【うち据置期間】 2 年以内</p> <p>【融資利率】 固定金利 年 1.4%以内／変動金利 年 1.2%以内</p> <p>【保証料率】 年 0.4%</p> <p>【取扱期間】 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日</p> |
| お問い合わせ | 岩手県経営支援課金融担当 019-629-5542 |

●資金繰り支援（釜石市）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 釜石市中小企業振興資金融資（コロナ特例措置あり） |
| 支援の種類 | 融資（貸付） |
| 概要 | <p>【融資対象者】 信用保証協会の保証対象業種を営む市内中小企業者</p> <p>【融資限度額】 小口・開業資金：1,250 万円、中口資金：3,750 万円、経営安定資金：2,500 万円</p> <p>【貸付期間】 設備資金：10 年以内、運転資金：7 年以内（経営安定資金は 10 年以内）</p> <p>【うち据置期間】 1 年以内</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少し、セーフティネット保証 4 号又は危機関連保証の認定を受けている中小企業者は、2 年以内（特例）</p> <p>【融資利率】 年 2.7%（3 年以内）、年 2.9%（3 年超） 市による利子補給後の実質負担率：0.6%～1.9%</p> <p>【保証料率】 年 0.45%～1.7% 市による保証料補給後の実質負担率：0%～0.5%</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●補助金・資金繰り支援（釜石市）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症関連資金返済支援補助金（保証料・利子補給） |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>【対象者】 釜石市中小企業振興資金の借入をしている事業者で、セーフティネット保証 4 号若しくは危機関連保証の認定を受けている方又は売上高等の減少が同程度と認められる方</p> <p>【内容】 釜石市中小企業振興資金借入金の返済額などの条件変更を行う場合に発生する保証料と、利子の全額（条件変更後最長 3 年間）を補給。</p> <p>【申請期間】 令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 2 月 25 日 （令和 2 年 2 月 1 日から 12 月 28 日までに条件変更を行ったものが対象）</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●補助金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 飲食事業者の業務拡張支援（テイクアウト・デリバリー補助金） |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | 次の全てに該当する事業者 (1) 釜石市新型コロナウイルス感染症対策緊急支援補助金の交付を受けた法人または個人 (2) 新たにテイクアウトやデリバリーを始めた飲食業を営む法人または個人 補助率 1/2 補助金額 上限額 50 万円 ※ 申請受付は終了しました。 |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●給付金（国）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 家賃支援給付金 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | 【支給要件】 次の①②③全てを満たす事業者 ① 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ② 5月～12月の売上高について ・1ヶ月で前年同月比△50%以上 ・連続する3ヶ月の合計で前年同月比△30%以上 ③ 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い 【給付額】 法人：最大600万円 個人事業者：最大300万円 申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍 |
| お問い合わせ | 家賃支援給付金コールセンター 電話番号 0120-653-930 |

●補助金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃・借地料補助事業） |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | 次のいずれかに該当する事業者 ① 令和2年4月から9月の間のいずれか1カ月の売り上げが、前年同月と比べ、50%以上減少している ② 令和2年2月から9月の間のいずれかの連続する3カ月の売り上げの合計が、前年同期と比べて30%以上減少している 事業所ごとに10万円/月、連続する3カ月分まで （申請期間）10月30日まで |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●雇用支援（国）

| | | |
|--------|---|------------------------------------|
| 制度の名称 | 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症特例措置） | |
| 支援の種類 | 助成金 | |
| 概要 | 【内容】 従業員を一時的に休ませるなどして従業員の雇用を維持した事業者に対し、従業員への休業手当等の一部を助成。 【特例措置】 | |
| | 適用期間 | 令和2年4月1日 ～ 12月31日 |
| | 助成先 | 直近1か月の売上げが5%以上減少した事業者 |
| | 対象従業員 | 新規学卒者や雇用保険被保険者でない短時間労働者等を含むすべての従業員 |
| | 助成率 | 中小企業 4/5（解雇しなければ10/10） |
| | | 大企業 2/3（解雇しなければ3/4） |
| | 助成額上限 | 対象従業員1人1日当たり15,000円 |
| | 申請手続き | 添付書類の削減、手続きの大幅な簡素化 |
| お問い合わせ | 岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー 019-606-3285 / 019-606-3286 ※ コールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。 0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）） | |

●猶予・事業継続支援（釜石市）

| | | |
|--------|---|--|
| 制度の名称 | 市施設建物賃料の支払猶予 | |
| 支援の種類 | 猶予 | |
| 概要 | 売上高が前年同月比5%以上減少した事業者を対象に、市所有の事業者向け賃貸施設の賃貸料または使用料の当面3カ月分の支払期限を延長 | |
| お問い合わせ | 釜石市役所 資産管理課 27-8416（市営貸工場） 釜石市役所 商工観光課 27-8421（シープラザ釜石、魚河岸テラス、 うのすまい・トモス、釜石情報交流センター） 釜石市役所 都市計画課 27-8435（復興住宅併設店舗、市営釜石ビル事務所） | |

●猶予・事業継続支援（釜石市）

| | | |
|--------|--|--|
| 制度の名称 | 税外収入の納付猶予 | |
| 支援の種類 | 猶予 | |
| 概要 | 売上高が減少し、セーフティーネット保証5号と同程度と認められる事業者 直営管理施設及び指定管理施設の税外収入の納付猶予 | |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 | |

●助成金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 釜石市新型コロナウイルス感染症対策かまいし宿泊エール割事業 |
| 支援の種類 | 宿泊割引等に対する助成金 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症予防のための外出自粛等により、当市を訪れる観光客数が減少しており、宿泊施設は甚大な影響を受けていることから、市内の宿泊施設が宿泊客に対し割引を行った場合、その割引分の一部を市が助成する。また、同宿泊者に対し、宿泊施設が付加サービスを実施した場合、かかる経費の一部を市が助成する。</p> <p>1. 対象となる事業者 釜石市内に所在し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた宿泊施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設は除く。</p> <p>2. 助成の対象となる経費及び金額 (1) 宿泊割引に対する助成 3,000 円／1 人泊当たり (2) 付加サービスに対する助成 1,000 円／1 人泊当たり</p> <p>3. 助成の対象となる宿泊者 市内宿泊施設を利用した宿泊者（東北 6 県及び新潟県在住の宿泊者）</p> <p>4. 対象期間 令和 2 年 8 月 1 日の宿泊から 令和 3 年 2 月 28 日の宿泊まで</p> <p>5. その他 県の「泊るなら地元割クーポン（3,000 円）」や国の GoTo トラベルキャンペーン等、他のキャンペーンとの併用も可能であるが、他のキャンペーン適用後の残額が 4,000 円以上であること。</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 株式会社かまいしDMC 27-5260 |

●給付金・事業継続支援（釜石市）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 釜石市新型コロナウイルス感染症公共交通対策事業 |
| 支援の種類 | 給付金 |
| 概要 | <p>市内に本社（営業所）を置くバス事業者、タクシー事業者が保有する車両の維持管理に係る経費に対し給付</p> <p>【給付額】 ○バス事業者：車両の保有台数が 10 台未満であれば 30 万円、10 台以上であれば 50 万円。 ○タクシー事業者：車両の保有台数が 10 台未満であれば 10 万円、10 台以上であれば 20 万円。</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 生活環境課 27-8451 |

●税の軽減・特例措置（国）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 固定資産税の軽減・特例措置 |
| 支援の種類 | 固定資産税の軽減・特例措置 |
| 概要 | <p>【固定資産税の軽減措置】</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により一定の収入減少があった中小事業者等は、令和3年度分の課税に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税が軽減されます。</p> <p>令和2年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している場合は「半額」、50%以上減少している場合は「全額」が、それぞれ軽減されます。</p> <p>「認定経営革新等支援機関等」の確認を受けた申告書等必要書類を令和3年2月1日（月）までに市税務課に提出してください。</p> <p>詳しくは市ホームページをご覧ください。 QRコードはこちら↓です。</p>  <p>【生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を追加します。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長します。</p> <p>「先端設備等導入計画」の認定を受けて、市税務課に認定書の写し等必要書類を提出してください。</p> <p>詳しくは市ホームページをご覧ください。 QRコードはこちら↓です。</p>  |
| お問い合わせ | 釜石市役所 税務課 資産税係 27-8489 |

●農林漁業者向け支援策

●補助金（国）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 経営継続補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 詳しくは、農水省 HP → https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html |
| 概要 | <p>【対象者】 農林漁業者（個人及び法人）※常時従業員数が 20 人以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の農林漁業者、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、NPO 法人、会社法に基づく農業法人、農林漁業を営む協同組合等の組合 など <p>【補助上限額】 個人（単独）150 万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営継続に関する取組に要する経費（補助率 3/4、補助上限額 100 万円） 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、設備処分費 など ②感染拡大防止の取組に要する経費（補助率 定額、補助上限額 50 万円） 消毒費用、マスク費用、清掃費用、飛沫対策費用、換気費用 など <p>グループ（共同）1,500 万円</p> <p>【補助要件】 ①の経営継続に関する取組に要する経費の 1/6 以上を次のいずれかに係る経費に充てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費 ・感染時の業務継続体制の構築に要する経費 <p>【募集期間】 2 次受付開始 令和 2 年 9 月中旬 2 次受付締切 令和 2 年 10 月中旬</p> <p>【申請書等提出先】 経営継続補助金事務局 https://keieikeizokuhojokin.info/index.html 一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 51 番 10 号 PORTAL POINT HARAJUKU 4 階 電話 03-6447-1253</p> |
| お問い合わせ | 一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金事務局 03-6447-1253（平日 09：30～12：00、13：00～17：30 土日祝日、年末年始を除く） |

●補助金（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 漁業共済掛金補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>新型コロナウイルス感染症における経営環境を鑑み、漁業者が加入する特定養殖業共済及び漁業施設共済の掛金の一部に対する助成を拡充。</p> <p>対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 補助率：契約者負担掛金の 30%から 35%へ上乘せ</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 水産課 27-8427 |

●給付金（国）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 農業労働力確保緊急支援事業 |
| 支援の種類 | 交付金 https://www.maff.go.jp/j/newfarmer/roudouryokukinkyukakuho/roudouryokukinkyukakuho.html |
| 概要 | <p>【支援対象】 新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた人材が来られず、農作業にあたって人手不足になった経営体</p> <p>【支援内容】 代替りの人材を雇用等した際の掛かり増し経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通費 3万円以内/月 ・宿泊費 6千円以内/泊 ・保険料 実費 ・労賃 500円以内/時間（1日10時間以内） <p>【対象期間】 令和2年4月1日から令和2年12月31日</p> |
| お問い合わせ | 全国農業会議所 サポートセンターフリーコール 0120-150-055（平日 午前9時～午後5時） |

●資金繰り支援（無利子・無保証等）

| | |
|--------|---|
| 制度の名称 | 農業制度資金 |
| 支援の種類 | 農林漁業セーフティネット資金（運転資金が必要な方）農業近代化資金（新しい施設や機械等を購入して経営を改善したい方）スーパーL資金（同上）経営体育成強化資金（同上）農林漁業施設資金（同上）農業経営負担軽減支援資金（負債の償還が困難な方） |
| 概要 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに支障が生じないよう各機関で必要な支援を行います。 |
| お問い合わせ | お付き合いのある融資機関（JA、信連、銀行、信金、信組） 事業資金相談ダイヤル（株）日本政策金融公庫 0120-154-505（平日 9時から 17時） |

●補助金・事業継続支援（釜石市）【新規】

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 漁業就業者受入緊急対策事業 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>【支援対象】 新型コロナウイルス感染症の影響がある中、漁業生産を維持又は拡大するために新規で就業者を雇用する事業者（個人及び法人） ※ 個人の漁業者、漁業を営む協同組合や生産組合の組合 など</p> <p>【支援内容】 新規の就業者を雇用等した際の経費を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金 ・交通費 ・宿泊費、居住費 ・保険料 等 <p>※ 経費により基準又は上限あり。</p> <p>【上限額】 就業者1人あたり100万円 【対象期間】 令和2年10月1日から</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 水産課 27-8427 |

●補助金・事業継続支援（釜石市）【新規】

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 農業就業者受入緊急対策事業 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>【支援対象】 新型コロナウイルス感染症の影響がある中、農業生産を維持又は拡大するために新規で就業者を雇用する事業者（個人及び法人） ※ 個人の農家、農業を営む生産組合 など</p> <p>【支援内容】 新規の就業者を雇用等した際の経費を支援 ・賃金 ・交通費 ・宿泊費、居住費 ・保険料 等 ※ 経費により基準又は上限あり。</p> <p>【上限額】 就業者1人あたり100万円 【対象期間】 令和2年10月1日から</p> |
| お問い合わせ | 釜石市役所 農林課 27-8426 |

●その他の支援策

●活動支援（釜石市）【新規】

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | ものづくり産業支援事業補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | <p>釜石・大槌地域産業育成センターが実施する市内ものづくり事業者に対する支援事業に要する経費を助成（助成先：釜石・大槌地域産業育成センター） 【釜石・大槌地域産業育成センターにおける事業内容（調整中）】</p> <p>○ものづくり産業支援事業補助金 ・補助率：3/4 ・補助上限：100万円 ・対象経費：新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上・収益の減少により経営に支障をきたしている市内ものづくり中小企業者等が行う新技術の導入及び技術の高度化により経営力の向上を図るために行う設備投資に要する経費 ・補助対象：中小企業者など</p> <p>○新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって原材料の調達困難、営業活動の自粛、販路の狭窄等の経営課題を抱える市内ものづくり中小事業者等に向けたコロナ対策商品開発に関する研修会等の開催</p> |
| お問い合わせ | <p>・釜石市役所 商工観光課 27-8421</p> <p>・釜石・大槌地域産業育成センター 26-7555</p> |

●市民向け商品券（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症対策かまいしエール券事業 |
| 支援の種類 | プレミアム付商品券 |
| 概要 | <p>1. 販売価格 5,000円</p> <p>2. かまいしエール券の内容 1冊20枚綴り (500円の食事券×12枚、商品券×8枚 計10,000円分利用可能)</p> <p>3. 販売期間 令和2年8月6日～令和2年10月31日</p> <p>4. 利用期間 令和2年8月6日～令和3年1月17日</p> <p>5. 販売方法 世帯主宛てに送付した購入引換券と身分証明書、代理人の場合は代理人の身分証明書を持って、各かまいしエール券販売場所で購入してください（※1世帯1冊まで）</p> <p>6. 販売場所 各地区生活応援センター（釜石地区を除く） 市商工観光課 釜石観光総合案内所</p> <p>7. かまいしエール券取扱店舗 飲食業、小売業、タクシー業（運転代行業含む）、宿泊業、その他新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活関連サービス業の市内登録店舗</p> |
| お問い合わせ | <ul style="list-style-type: none"> 釜石市役所 商工観光課 27-8421 一般社団法人釜石観光物産協会 27-8172 |

●活動支援（釜石市）

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 制度の名称 | 新型コロナウイルス感染症関連支援制度活用サポート事業補助金 |
| 支援の種類 | 補助金 |
| 概要 | 釜石商工会議所が手続きサポートセンターを開設するための経費を助成 |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

●地域経済活性化支援（釜石市）

| | |
|--------|--|
| 制度の名称 | キャッシュレス決済ポイント還元モデル事業 |
| 支援の種類 | キャッシュレス購買に対するポイント還元 |
| 概要 | <p>消費喚起により市内事業者の活性化を図り、地域経済への波及を増大させるため、キャッシュレス事業者と連携し、市内での買い物に際してポイントを付与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者：キャッシュレス事業者2社を予定 還元率：20% 限度額：期間中20,000円 対象店舗：対象となるキャッシュレス事業者を導入し、本事業に参加表明した市内店舗 |
| お問い合わせ | 釜石市役所 商工観光課 27-8421 |

※市民の方向け相談窓口

| 相談窓口名 | 組織・団体名 | 電話番号等 | 対応時間 | 主な相談内容等 |
|------------------------------|---|--|---------------------------------------|--|
| 国の相談窓口 | | | | |
| 岩手労働局 特別労働相談窓口 | 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー | 0120-980-783 019-604-3002 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | コロナウイルス感染症の影響による雇止めに関する相談や、職場・労働問題に関する様々なトラブルに関する相談を受け付けます。 |
| | 釜石労働基準監督署 | 2 3 - 0 6 5 1 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、休暇制度に関する労働相談や、賃金等労働条件に関する相談などを受け付けます。 |
| | ハローワーク釜石 | 2 3 - 8 6 0 9 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 職業相談、紹介等に関する相談を受け付けます。 |
| 聴覚に障害のある方・電話による相談が難しい方向け相談窓口 | 厚生労働省 | 03-3595-2756 (FAX) corona- 2020@mhlw.go.jp (メール) | 午前 9 時 ～ 午後 9 時 | 聴覚に障害のある方をはじめ、電話での相談が難しい方は左記 FAX・メールアドレスをご利用いただくか、全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。 |
| 岩手県の相談窓口 | | | | |
| 一般の相談窓口 | 岩手県 釜石保健所 | 2 5 - 2 7 1 0 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 新型コロナウイルス感染症に関する一般相談を受け付けます。 |
| 発熱などの症状がある方の窓口 | 帰国者・接触者 相談センター (コールセンター) ※ 令和 2 年 11 月 より名称変更 受診・相談センター | 電話 019-651-3175 ファクス 019-626-0837 | 24 時間 | 電話での相談を通じ、疑い例に該当する方を「帰国者・接触者外来」に受診させるよう調整を行うため、コールセンターを設置しています。 |

| | | | | |
|---|---------------------------------|--|--|--|
| 外国人向け 相談窓口 | NAGANO 多言語 (たげんご) コールセンター | 0120-691-792 | 24 時間 | 新型コロナウイルスに関して主に外国人を対象 (17 言語対応) に相談を受け付けます。 <相談 (そうだん) のしかた> 0120-691-792 に電話 (でんわ) する。 通訳 (つうやく) の会社 (かいしゃ) にかかります。24 時間 (じかん) 17 言語 (げんご) で相談 (そうだん) できます。 相談専用 (そうだんせんよう) の電話番号 (でんわばんごう) 026-235-7277 につないでもらうよう話 (はな) す。 通訳 (つうやく) してもらいながら、保健師 (ほけんし) などの専門 (せんもん) の職員 (しょくいん) に相談 (そうだん) できます。 |
| 聴覚に障がいのある方・電話による 相談が難しい方向 け相談窓口 | 岩手県立視聴覚障 がい者情報センタ ー | 電話 019-606-1743 ファクス 019-606-1744 | 午前 9 時 ～ 午後 8 時 休館日 毎月末日 (土日に あたる場 合は金曜 日) | 聴覚に障がいのある方をはじめ、 電話でのご相談が難しい方は左記 FAX 番号をご利用ください。 |
| こころの相談電話 | 岩手県精神保健 福祉センター | 電話 019-622-6955 | 平日 9 時 ～ 午後 9 時 | 新型コロナウイルスの問題に起因し、「眠れない」「不安で落ち着かない」など気分のすぐれない方からの心の健康に関する相談を、 精神保健福祉センターでお受けしています。 対応に従事する医療関係者など、 支援者も含めどなたでも相談 できます。 |
| 社会福祉施設等・ 利用者向けの新型 コロナウイルス感 染症に係る相談窓 口 | 岩手県福祉総合 相談センター | 電話 019-629-9600 ファクス 019-629-9601 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 新型コロナウイルス感染症に係 る事業所の運営に関するご相談等 をお受けします。社会福祉施設等 を利用されている方やご家族の方 も相談できます。 |

| | | | | |
|------|---------------------------|--------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 人権相談 | 岩手県 人権相談所 (盛岡地方法務局) | 019-624-1141 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 人権に関する相談全般を受け付けます。 |
| | みんなの人権 110 番 (全国共通) | 0570-003-110 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 人権に関する相談全般を受け付けます。 |
| | 子どもの人権 110 番 (全国共通) | 0120-007-110 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 子どもの人権に関する相談全般を受け付けます。 |
| | 外国語 人権相談ダイヤル (全国共通) | 0570-090-911 | 平日 9 時 ～ 午後 5 時 | 日本語を自由に話すことができない方からの人権相談全般を受け付けます。 |

釜石市の相談窓口

| | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------------|---------------------------------------|--|
| 新型コロナウイルス感染症総合相談窓口 (保健・医療) | 釜石市役所 健康推進課 | 2 2 - 0 1 7 9 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 新型コロナウイルス感染症に関する保健・医療分野の総合相談窓口です。 |
| 釜石市立公立学校に関する相談窓口 | 釜石市教育委員会 学校教育課 | 2 2 - 8 8 3 3 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 釜石市立小中学校の休校に伴う、児童生徒の心配事などの相談を受け付けます。 |
| 公民館活動や地域での活動に関する相談窓口 | 釜石市役所 まちづくり課 | 2 7 - 8 4 5 4 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向け、公民館活動や地域での活動（会議・行事の実施方法など）についての相談を受け付けます。 |
| 消費生活に関する相談 | 釜石市役所 生活環境課 (釜石市 消費生活センター) | 2 2 - 2 7 0 1 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 新型コロナウイルス感染症に便乗した、悪質商法等に関する相談を受け付けます。 |
| 納税に関する相談 | 釜石市役所 税務課 | 2 7 - 8 4 1 7 | 平日 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分 | 営業収入等が減少し、市税・国民健康保険税の納税が出来ない場合の納税相談を受け付けます。 |

| | | | | |
|------------------|------------------|---------|---------------------------------|---|
| 介護保険料に関する相談 | 釜石市役所 高齢介護福祉課 | 22-0178 | 平日8時 30分 ～ 午後5時 15分 | 営業収入等が減少し、介護保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。 |
| 後期高齢者医療保険料に関する相談 | 釜石市役所 市民課 | 22-2111 | 平日8時 30分 ～ 午後5時 15分 | 営業収入等が減少し、後期高齢者医療保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。 |
| 国民年金保険料に関する相談 | 釜石市役所 市民課 | 22-2111 | 平日8時 30分 ～ 午後5時 15分 | 営業収入等が減少し、国民年金保険料の納付が出来ない場合の納付相談を受け付けます。 |
| 上下水道料金に関する相談 | 釜石市 水道事業所 | 23-5881 | 平日8時 30分 ～ 午後5時 15分 | 営業収入等が減少し、水道料金、下水道使用料の納付が困難な場合の納付相談を受け付けます。 |
| 生活全般に関する相談窓口 | 釜石市役所 地域福祉課 | 22-0177 | 平日8時 30分 ～ 午後5時 15分 | 新型コロナウイルス感染症に関して、生活全般の困りごとに対し相談を受け付けます。 |

【このガイドブックに関する問い合わせ先】

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

(釜石市保健福祉部 健康推進課)

〒026-0025 釜石市大渡町三丁目15番26号
 電話 22-0179 / FAX 22-6375
 e-mail : kenkou@city.kamaishi.iwate.jp